

Legal professional corporation 2014.08 vol. 08

GRACE News Letter

CONTENTS

● TOPICS	事務員紹介	西川 碧 / 今西 英華
● コラム	契約書のチェックポイントについて	弁護士 大武 英司
● いま注目の企業紹介	日之出紙器工業株式会社	専務取締役 足立 昭彦様
● グレイス・スケジュール	セミナー開催のお知らせ 《第8回》契約書の作成及びチェックのポイント	
● 事務員コラム	交通事故クイズ	事務員 河野 純子

TOPICS ✨ 事務員紹介

新たな一歩のお手伝いをさせていただきます。



西川 碧

昭和63年、鹿児島市に生まれ育ち、熊本で大学時代を過ごしました。グレイスに入所して4年目、最近はゴルフを練習しています。

私は、破産・再生案件を主に担当しております。

「知人の連帯債務を負うことになった」「住宅を手放さないといけない」等、辛い事情を抱えて相談にいらっしゃるお客様の中には、「家族にも話せなかった」と涙を流される方もいらっしゃいます。そのようなお客様の心のサポートも私たちの大きな使命です。今後も、新たな人生を歩まれる方々の手助けをすべく取り組んでまいります。

また、企業の皆様も、各案件について担当事務がついてサポートさせて頂いておりますので、いつでも、どんなご相談でもお電話お待ちしております。

今西さんはこんな人！

心理学を学ばれていたこともあり、「悩みを聞き出す力」は事務局はもちろん、弁護士からも勉強になるという声を聞きます！
人当たりのよい愛されキャラです。
後輩の指導も熱心で頼りになる存在です。

仕事が丁寧かつ迅速であり、周囲から絶大な信頼をおかれています。困っている時など、すぐに声をかけてくださる気遣いは先輩として、女性として見習うべき面ばかりです。時折見せるお茶目な姿とのギャップも西川さんの魅力です。

西川さんはこんな人！

心のサポートにも尽力させていただきます。

入所して1年が過ぎました。

向上心の高い環境の中で刺激を受け、お客様との出会いの中で私自身大きく成長していると感じております。

私たち事務員は、契約時にお客様とお話をさせて頂く機会があります。ご相談当初は、お顔が暗かったお客様から、お帰りの際に「気持ちが高まった」と嬉しいお言葉を頂戴したり、明るい表情に戻れるのを拝見する事が、大きな原動力となっています。お客様の笑顔の為に、精神的サポートにも尽力させていただきます。ご心配なこと、ご不安なこと、些細なことでもお話ください。お客様がお話されやすい環境作りに努めさせていただきます。

今西 英華

学生生活を県外で過ごし、様々な職種を経ての入所。主に債権整理を担当しています。人との出逢いを大切に、いつも笑顔を忘れないことをモットーとしています。



契約書のチェックポイントについて

弁護士
大武 英司



企業法務を担当している弁護士の大武英司です。

企業法務を担当させて頂いていると、債権回収、労務問題、通常取引や風評被害に基づく損害賠償請求事件、顧客とのトラブル等、日々多岐にわたるご相談をお受けします。中でも最も多いご相談は、契約書の作成や既存の契約書のリーガルチェックです。特に顧問先のお客様からのご相談としては、圧倒的に契約書作成のご相談が多いのが実際です。

日々契約書を作成する際、当然どの条項もくまなくチェックをするのですが、より慎重にチェックをすべき条項が必ず存在します。トラブルが発生した場合に必要な条項となる条項や、ご依頼者様により有利に変更できる条項がその例です。契約書は、その書面をもって契約成立を証するものでなければならないのは当然ですが、それと同等あるいはそれ以上に、契約後に発生するトラブルを未然に防止するというリスクマネジメントとしての意義が重要となります。我々弁護士が契約書を作成したりチェックしたりすることの意味はまさにこのリスクマネジメントにあるといえます。

例えば、ただ単に契約の相手方の責任を明確にするだけでなく、その責任追及をどのように図るのかという点にまで意識した契約書としなければ、リスク管理として十分なものとはいえません。また、いくら詳細に条項を設けたとし

ても、契約書の文言がいかようにも解釈できるものであっては何らトラブル防止にはなりません。契約書の文言は、一義的に明確であることが必要となります。

そこで、9月のセミナーは「契約書の作成及びチェックのポイント」をテーマに、よく利用される契約類型を取り上げて、「契約書の条項のどこに着目するのか」、「こんな契約書は危ない」、「この条項のここを変えるだけで有利な内容となる」といったお話をさせて頂く予定です。その際には、具体的な契約書の例文を用いた上で、ご参加頂いた方々とともに問題点や改善点等の着眼点をあぶり出していきたいと考えております。

今後私が担当するセミナーは、契約書のチェックポイントについて複数回にわたってシリーズ化する予定です。

今回は、契約書一般に妥当するポイントを金銭消費貸借契約を素材にご説明致します。（時間が許される限り、他の契約類型も幅広く素材として扱います。）重要な契約書だけでなく、日々の取引で頻繁に利用される書類等のチェックにも有用な内容となりますので、皆様奮ってご参加ください。

セミナー・講演実績

問題社員対策（講師：茂木弁護士）

7月31日に第6回目となるセミナーを開催しました。今回は、問題社員の対策等についてご説明させて頂きました。また、参加者の皆様からも、経営の最前線で直面されている問題についてご意見を頂くことができ、貴重な意見交換の場とすることができました。今回のセミナーを契機に、就業規則・雇用契約書のチェック、その他各種問題社員の対応について、事前に当事務所にご相談頂ければ幸いです。年内のセミナーは11月までの開催となっております。詳しくは本紙の「セミナー開催のお知らせ」をご覧ください。

いま注目の企業紹介

日之出紙器工業株式会社



九州・山口地区をテリトリーとし、同地域では段ボールメーカーの最大手。特に鹿児島県ではトップランナーですね。
親会社のレンゴー（株）のグループ戦略もあり、合併を繰り返して鹿児島地区ではトップシェアです。取引先は4千社ですが、信用リスクの高い業界であり、また、廉価の競争にさらされやすいこともあって、健全経営を基本に歩んできました。

難しい運営が求められますね。

ブランド力が必要とされないと言ってもいいかもしれません。昭和37年に会社更生法の適用を受けている歴史があります。ご承知の談合問題もありましたが、私たちににとってはかえって地力を発揮できる機会と捉えています。自己資本率は57%です。確実な経営をしなければ生き残れないとのDNAが染みついているので、これからも財務体質を強化していきます。

戦略的に描いていらっしゃるポイントをお聞かせください。

社内の大原則としてPQDの基本スタイルを貫いています。つまり、価格・品質・デリバリーです。今日受注して明日配送が可能となるシステムを追及しています。それも小口で対応できることが求められます。スピード感ある仕事を可能にする生産部門のセット力無しには成立しません。



専務取締役
足立昭彦 様

他の追随を許さない仕組み作りですね。
美粧ケースの部門では先進性が注目されています。

デザインでは質の向上に磨きを掛けています。また、そのための人的育成でも力を入れているところです。国際的な賞もこの2年間で2つ頂きました。外装と思われるかもしれませんが、商品はラベルから入ると言います。つまりは商品作りの上流を押さえることが勝負にもなってくると考えています。

顧問弁護士にグレイスを指名頂きました。

当然専門性に期待しました。それも守備範囲が広いことを求めています。模倣デザインの歯止め、意匠問題、また、高い販売力も売り掛けに支えられていること、契約の複雑化など課題が多くあります。それとコンプライアンスについては社内の体制強化が重要です。一段落していますが、監査的な視点での役割も期待しています。

グレイスの動きはいかがでしょう。

もちろん、これまでも弁護士との契約はありました。時代の変化でスピード感、相談しやすい敷居の低さがより求められています。フットワーク良く、直ぐに対応してもらっている手応えがあります。訴訟の前段階で解決していければ何よりですが、相手を引き出していく場面などでも大いに相談したいところですよ。

最後にグレイスへのメッセージをお願いします。

お客様を迎える姿勢が素晴らしいです。また、チーム制を敷かれて効率よく働いている印象があります。時間管理もできていると思いますが、クリエイターは頭と身体を休めてこそ、新しい知恵や知識を吸収できますから、若さに相応しく大いに街に出掛けて欲しいです。

日之出紙器工業株式会社

業 種／製造業
本 社／〒899-2513
鹿児島県日置市伊集院麦生田2158
工 場 数／九州・山口6拠点
代 表／代表取締役社長 塩崎 巖
創業・設立／昭和27年5月
年 商／145億6千万円
従業員数／389名(平成26年8月現在)



※これまでのインタビューの様子はHP「顧問先様の声」にてご覧頂けます。



法人・事業主向け
セミナー開催の
お知らせ

平成26年2月より始めました当事務所セミナーも、おかげさまで第8回を迎えます。
第8回セミナーは、企業法務チームに所属し、法人・事業主様のため日々奮闘して
おります弁護士大武が担当致します。
どうぞ、奮ってご参加ください!

《第8回》「契約書の作成及びチェックのポイント」

契約書を作成してみたものの、

- ・自己に不利な規定なのではないか?
- ・必須の規定が欠けているのではないか?
- ・トラブルの原因になる規定はないか?

そのような疑問を当セミナーで解決致します!

開催日時 平成26年9月25日(木) 18時30分～20時30分
講 師 大 武 英 司
会 場 当事務所会議室(鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島6F)
対 象 法人・事業主
定 員 7名 <参加費: 無料>
参加申込・お問い合わせ先 Tel.099-822-0764

※参加希望の方は当事務所までご連絡ください。皆様のご参加をお待ちしています! (9月24日締切)

今後のラインアップ

《第9回》平成26年10月30日(木) 事業承継

《第10回》平成26年11月27日(木) 各種保険のメリットデメリット

※講演内容は変更させて頂く場合がございます。

事務員
コラム

「交通事故クイズ」

事務員 河 野 純 子

2回目の登場となりました。関西出身、移住4
年目。今年の夏は、鹿児島が台風の通り道だ
ということを実感しています。

当事務所にも専門チームがある【交通事故】
に関するクイズをご紹介します。全5問です。
是非ともチャレンジください!

鹿児島県下の交通事故の件数は?
(平成25年中)

- ① 約2000件 ② 約5000件
③ 約9000件



A.③ 死者数は91人。(鹿児島県警察HPより)

交通事故による全国の1日平均死
者数は? (平成25年中)

- ① 約6人 ② 約12人
③ 約24人

A.② 昨年は2時間に1人が交通事故により死
亡していたことになります。
(一般財団法人全日本交通安全協会HPより)

交通事故による死者数が最も多い
都道府県は? (平成25年中)

- ① 北海道 ② 愛知県
③ 東京都

A.② 死者数は219人。
ワースト2位は兵庫県(187人)でした。
(一般財団法人全日本交通安全協会HPより)

家族が事故を起こした!自分が加入
している自動車保険の弁護士費用
特約は利用できない。
○か×か。

A.× 契約者の家族の事故もカバーされる場合
が多いです。

優先道路を走行中、非優先道路か
ら相手車両が飛び出てきて接触!
当然、過失の割合は相手が10、自
分は0。○か×か。

A.× 多くの場合、優先道路を
走行していた者にも過失が認
められます。



何問正解できましたか?

夏はレジャーなどで自動車で
の移動が多くなる季節です。
運転の際は十分にお気をつ
けください。

弁護士法人グレイスに「ブログ」があるのはご存知ですか?

ご存知ですか?

《弁護士ブログ》法律に関する記事や、弁護士のプライベートでの出来事など
<http://ameblo.jp/kote-law/>

《事務局ブログ》事務員のプライベートでの出来事、事務所の業務風景、雑学など
<http://ameblo.jp/kotegawalaw-stuff/>

ブログ随時
更新中です

アメブロ 弁護士法人グレイス
(当事務所HPからもアクセス可)



全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間: 平日9:00～18:30
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
E-mail info@grace-law.jp
<http://www.kotegawa-law.com>

(鹿児島事務所)
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1アルボーレ鹿児島6階
Tel 099-822-0764 Fax 099-822-0765

(東京事務所)
〒106-0031 東京都港区西麻布3-2-43西麻布3243
Tel 03-6432-9783 Fax 03-6432-9784